

京都市上下水道企業管理規程第19号

京都市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成19年3月30日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「その職務に復帰した日後の昇給の時期」を「育児休業をした職員が職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（京都市上下水道局職員給与規程第7条第1項に規定する日をいう。）又はそのいずれかの日」に改め、同条第2項を削る。

第4条中「育児休業した」を「育児休業をした」に改め、「2分の1」の右に「（育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの育児休業の期間にあっては、当該期間の3分の1）」を加える。

第8条中「規程」の右に「において別に定めることとされている事項及びこの規程」を加える。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

（上下水道局総務部職員課）